

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月30日（令和3年（行情）諮問第352号及び同第353号）

答申日：令和5年12月28日（令和5年度（行情）答申第591号及び第592号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件
特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年3月30日付け神行開第31-186-2号及び同日付け同第31-187-2号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分A」及び「原処分B」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には、法5条2号イに該当する情報は含まれていない。本件対象文書には、法5条6号に該当するものが記載されている部分はない。内閣総理大臣の国会答弁にて、行政指導先の事業所名を公表することとなり、本省局長より公表に関しての通知が出されているが、公表・開示となっていない。公務員が政治に介入して行政指導先の事業所名を不開示として処分をしている。よって、厚生労働大臣に審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件各審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年3月25日付け（同月26日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき別紙の1に掲げる文書1及び文書2の各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が、令和2年4月24日付神行開第31-186号及び同第31-187号により開示決定等の期限の特例規定の適用を行い、令和3年3月30日付神行開第31-186-2号及び同第31-187-2号により原処分A及び原処分Bを行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和3年5月31日付け（同年6月1日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分で不開示とした情報のうち、その一部を新たに開示し、その余については、原処分における不開示理由の法の適用条項について、原処分Aについては法5条4号及び6号ホを追加し、原処分Bについては法5条4号を追加した上で、原処分を維持することが妥当と考える。

(3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、別紙1のとおりであり、特定労働基準監督署A及びB（以下、併せて「特定監督署」という。）において探索を行ったところ、平成28年度に行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち本件各開示請求書に記載された該当行政文書を、それぞれ本件対象文書として特定した。

イ 不開示情報該当性について

本件審査請求においては、原処分における不開示情報の根拠条項のうち法5条1号以外の条項につき不服を申し立てているため、以下当該条項について述べる。

(ア) 監督復命書

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

(イ) 法5条2号イ及び6号ホの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、特定事業場のうち独立行政法人等及び地方公共団体が経営する企業に係る事業については、同様の理由により法5条6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、これらの情報は、法5条2号イ及び6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽につながるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれさらに違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) その他

原処分において開示した部分のうち、「参考事項・意見」欄の監督指導等の対象事業場に関する詳細な情報等の一部については、上記(イ)及び(ウ)のとおり、法5条2号イ及び6号ホ並びに同条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、本来であれば不開示とする情報である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の中で、上記第2の2のとおり主張しているが、不開示情報該当性については上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち、別表(理由説明書別表(略))に掲げる部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 結論

以上のとおり本件審査請求については原処分において不開示とした情報のうち、上記(3)エで開示するとした部分については新たに開示し、その余については、法の適用条項について、原処分Aについては法5条4号及び6号ホを追加し、原処分Bについては同条4号を追加した上で、原処分を維持すべきである。

2 補充理由説明書

法19条の規定に基づき、令和3年8月30日付け厚生労働省発基0830第11号及び同第13号により諮問した令和3年(行情)諮問第352号及び同第353号に係る諮問書理由説明書について、当該理由説明書では法5条1号以外の条項にかかる不開示情報該当性について説明したところであるが、同号の不開示情報該当性については、上記(3)イ(イ)として以下のとおり追記する。

法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 令和3年8月30日 | 諮問の受理(令和3年(行情)諮問第352号及び同第353号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ③ 同年9月9日 | 審議(同上) |
| ④ 令和5年7月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受(同上) |
| ⑤ 同年10月30日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑥ 同年12月21日 | 令和3年(行情)諮問第352号及び同第353号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示するとともに、その余の不開示部分(以下「本件不開示維持部分」と

いう。)に係る法の適用条項を原処分Aについては法5条1号, 2号イ, 4号並びに6号イ及びホ, 原処分Bについては同条1号, 2号イ, 4号及び6号イとした上で, 原処分を妥当としていることから, 以下, 本件対象文書を見分した結果を踏まえ, 不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお, 本件においては, 不開示部分の全てについて, 原処分Aは法5条1号, 2号イ, 4号並びに6号イ及びホ, 原処分Bは同条1号, 2号イ, 4号及び6号イが主張されているものとして, 以下, 検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の2欄に掲げる部分)について

ア 通番6(1)は, 「事業場の名称」欄であるが, 空欄である。通番11(1)は, 「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態, 当該事業場で行われていた作業, 指導等の内容及び特定監督署担当官の意見の記載の一部であるが, 原処分において開示されている事業場の業種, 労働者数, 違反法条項・指導事項等の情報と同様又はそれらから推認できる内容のほか, 対象事業場が特定されることになる情報であるとは認められない。通番12(1)は, 「面接者職氏名」欄の記載であるが, 特定の個人を識別できる情報とはいえない。通番8(1), 通番9, 通番14は, 欄の内外に記載された手書きの各種メモであり, 通番14(1)は処分庁において復命書の管理のために便宜的に付与した番号, 通番8(1), 通番9, 通番14(2)及び(3)は, 保存年限, システム入力済みであること等を示すメモである。これらの情報はいずれも, 対象事業場や個人が特定されることになる情報であるとは認められない。

また, 当該部分は, これを公にしても, 対象事業場又は独立行政法人等の行う事業の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず, 労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

さらに, 犯罪の予防, 鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって, 当該部分は, 法5条1号, 2号イ, 4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

イ 通番10は, 「監督官氏名印」欄である。当該部分は特定監督署職員の氏名及び印影であり, 法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができる情報であると認

められるが、当該頁を除く頁では全て開示されており、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、また、上記アと同様の理由により2号イ、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2、通番5、通番6(2)、通番7、通番8(2)、通番11(2)及び通番12(2)は、特定市の一部門である特定事業場に対する監督指導に係る復命書の記載である。特定市は地方公共団体であることから、当該部分は、法5条2号イ及び6号ホのいずれにも該当しない。地方公共団体については、地方公務員法32条及び33条において、職員の法令遵守義務等が定められており、こうしたことを勘案すると、当該部分について、これを公にしても、労働基準行政機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

当該部分のうち、通番8(2)及び通番12(2)は、特定市の一部門である特定事業場の代表者及び職員の職氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該個人はいずれも特定市の首長及び一定役職の職員であり、当審査会事務局職員をして当該特定市の情報公開条例を確認させたところ、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職に係る部分は、開示請求があった場合は開示しなければならないとされているとともに、特定市のウェブサイトには、一定役職の職員の氏名が掲載されており、公表慣行が認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。このため、通番8(2)及び通番12(2)に記載された特定事業場の代表者及び職員の職氏名は、同号に該当しない。

通番2、通番5、通番6(2)及び通番7には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報は記載されていない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の2欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1、通番3、通番4、通番11及び通番14

当該部分は、「監督種別」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」，及び「参考事項・意見」の各欄の記載並びに各種欄の内外に記載された手書きのメモである。

当該部分については，下記（ア）ないし（エ）の理由により，これを公にすると，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ，又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号，2号イ，4号及び6号ホについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（ア）監督復命書の「監督種別」欄には，定期監督，災害時監督，災害調査，申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち，いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると，仮に当該監督が申告監督であった場合には，原処分において監督年月日等が開示されていることから，監督を受けた事業者において，誰が申告をしたのか探索が行われ，それにより，労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また，「申告監督」の場合のみ不開示とすると，不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば，「申告監督」以外の場合も含め，「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

（イ）監督復命書の「監督重点対象区分」欄には，監督の種類が定期監督の場合に限り，各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから，当該欄に記載がある場合には，定期監督であることが明らかになり，また，記載がない場合において，直近に災害の発生等の事実がないときには，その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり，監督種別が特定されることとなる。このため，「監督重点対象区分」欄を公にすると，上記（ア）と同様のおそれが生じる。

（ウ）「特別監督対象区分」欄は，監督が特別監督の場合に限り，各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから，当該欄に記載がある場合には，特別監督であることが明らかになり，また，記載がない場合のみ開示すると，不開示となった場合には，特別監督であったことが明らかになる。このため，これを開示する

と、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「参考事項・意見」欄及び各種欄の内外に記載されたメモは、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

イ 通番 2，通番 5 ないし通番 9，通番 1 2 及び通番 1 3

当該部分は、「労働保険番号」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」，「代表者職氏名」，「店社」及び「面接者職氏名」の各欄の記載の一部及び各種欄内に貼付された名刺である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」，「労働組合」，「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同条 1 号，2 号イ，4 号及び 6 号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号，2 号イ，4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が同条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号イ及びホに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 2 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 6 号イに該当すると認められるので、同条 1 号，2 号イ，4 号及び 6 号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

文書1 平成28年度 特定労働基準監督署Aの監督復命書の表面（様式第1の1号）全てのうち一部（うち、保存期間が3年のもの、ただし申告処理台帳完結綴に編綴された監督復命書は除く）

文書2 平成28年度 特定労働基準監督署Bの監督復命書の表面（様式第1の1号）全てのうち一部（うち、保存期間が3年のもの、ただし申告処理台帳完結綴に編綴された監督復命書は除く）

2 上記1の本件請求文書のうち、処分庁が、法11条の規定を適用した上で相当の部分として開示決定を行った部分を除く文書

文書1のうち開示決定済みの68頁分を除く789頁

文書2のうち開示決定済みの41頁分を除く557頁

別表 不開示情報該当性

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	文書1及び文書2の各頁	1	—
「労働保険番号」欄	文書1及び文書2の各頁（空欄を除く）	2	文書1の777頁
「監督重点対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁	3	—
「特別監督対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁	4	—
「事業の名称」欄	文書1及び文書2の各頁	5	文書1の386頁，777頁
「事業場の名称」欄	文書1及び文書2の各頁（空欄を除く）	6	(1) 文書1の603頁，609頁，696頁（手書き部分を除く） (2) 文書1の386頁，777頁
「事業場の所在地」欄	文書1及び文書2の各頁	7	文書1の386頁，777頁
「代表者職氏名」欄	文書1及び文書2の各頁（空欄を除く）	8	(1) 文書1の458頁後ろから1文字目ないし5文字目，文書2の79頁12文字目ないし最終文字 (2) 文書1の386頁，777頁
「店社」欄	文書1及び文書2の各頁（空欄を除く）	9	文書1の477頁後ろから1文字目ないし4文字目
「監督官氏名印」欄	文書1の666頁	10	全て
「参考事項・意見」欄	文書1及び文書2の各頁不開示箇所	11	(1) 文書1の5頁2行目1文字目ないし20文字目，6頁4行目25文字目ないし5行目1文字目，9文字目ないし20文字目，9頁3行目1文字目ないし20文字目，13頁3行目14文字目ないし32文

		<p> 字目， 1 7 頁 2 行目 8 文字目ないし 3 4 文 字目， 2 2 頁 2 行目 6 文字目ないし 3 7 文 字目， 3 行目 6 文字目ないし最終文字， 2 3 頁 2 行目 1 9 文字目ないし 2 6 文字目， 3 3 文字目ないし最終文字， 2 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目， 2 7 頁 1 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 3 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目， 3 6 頁 2 行 目， 3 7 頁 2 行目， 3 9 頁 1 行目， 4 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目， 4 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 7 文字目， 4 3 頁 2 行目， 4 7 頁 2 行目， 4 9 頁 2 行目， 5 0 頁 1 行目 2 0 文字目ないし 2 5 文字目， 3 5 文字目ないし 2 行目 9 文字目， 5 8 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 2 0 文字 目ないし 3 行目 4 文字目， 6 3 頁 2 行目 2 0 文字目ないし最終文字， 6 4 頁 1 行目 2 8 文字目ないし 2 行目 2 文字目， 6 5 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 行目 2 文字目， 6 7 頁 3 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目， 2 8 文字目ないし 3 4 文字目， 6 9 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目， 7 2 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 8 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 8 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 8 9 頁 1 行目 1 8 文字目ないし 3 8 文字目， 9 5 頁 2 行 目 6 文字目ないし 1 9 文字目， 9 6 頁 1 行 目 1 7 文字目ないし 2 行目 1 文字目， 9 7 頁 1 行目 8 文字目ないし 3 0 文字目， 1 0 0 頁 3 行目 1 文字目ないし 3 1 文字目， 1 0 1 頁 3 行目 1 3 文字目ないし最終文字， 1 0 3 頁 3 行目， 1 0 5 頁 1 行目 1 8 文字 目ないし 3 0 文字目， 1 0 8 頁 2 行目， 1 2 1 頁 3 行目 2 4 文字目ないし 4 行目 1 6 文字目， 1 2 4 頁 3 行目， 1 2 5 頁 2 行 目， 1 2 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 8 文 字目， 1 2 8 頁 1 行目 1 8 文字目ないし最 </p>
--	--	--

		<p>終文字， 1 3 1 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 1 8 文字目， 1 3 2 頁 2 行目， 1 3 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 3 4 頁 1 行目 9 文字目ないし 3 2 文字目， 1 3 6 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 3 3 文字目， 1 3 8 頁 2 行目， 1 4 0 頁 2 行目 1 文字目な いし 2 2 文字目， 3 行目 6 文字目ないし最 終文字， 1 4 5 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目， 1 4 6 頁 1 行目 1 5 文字目な いし 3 5 文字目， 1 4 8 頁 1 行目 1 0 文字 目ないし 2 9 文字目， 1 5 0 頁 1 行目 2 3 文字目ないし 3 5 文字目， 2 行目 9 文字目 ないし 1 8 文字目， 1 5 3 頁 1 行目 1 1 文 字目ないし 1 5 文字目， 2 5 文字目， 2 6 文字目， 3 5 文字目ないし 3 8 文字目， 1 5 4 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目， 1 5 6 頁 1 行目， 1 5 7 頁 2 行目， 1 6 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 1 6 2 頁 1 行目 8 文字目ないし 1 7 文字目， 1 6 3 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 6 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字 目， 1 6 8 頁 1 行目 1 9 文字目ないし 3 7 文字目， 1 7 0 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目， 1 7 1 頁 2 行目 1 4 文字目な いし 2 3 文字目， 1 7 3 頁 2 行目， 1 7 7 頁 1 行目 1 6 文字目ないし 2 5 文字目， 1 7 8 頁 1 行目 1 4 文字目ないし 2 8 文字 目， 1 7 9 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字 目， 2 0 文字目ないし最終文字， 1 8 0 頁 1 行目 1 6 文字目ないし 2 7 文字目， 4 行 目 1 7 文字目ないし 2 5 文字目， 1 8 1 頁 1 行目 1 4 文字目ないし 2 行目 2 文字目， 5 行目 2 0 文字目ないし 2 6 文字目， 1 8 2 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 1 4 文字目ないし 2 行目 1 文字目， 1 8 5 頁 1 行目 2 2 文字目ないし 2 行目 4 文字目， 1 8 6 頁 1 行目 2 2 文字目ないし 3 4 文字</p>
--	--	---

		<p>目， 1 8 7 頁 1 行 目 2 2 文 字 目 不 足 し 2 7 文 字 目， 4 0 文 字 目 不 足 し 2 行 目 9 文 字 目， 1 9 1 頁 5 行 目 4 文 字 目 不 足 し 1 2 文 字 目， 1 9 3 頁 1 行 目 1 4 文 字 目 不 足 し 2 3 文 字 目， 2 0 2 頁 1 行 目 1 6 文 字 目 不 足 し 2 5 文 字 目， 2 1 2 頁 1 行 目 1 1 文 字 目 不 足 し 2 7 文 字 目， 2 1 3 頁 1 行 目 1 3 文 字 目 不 足 し 3 3 文 字 目， 2 1 5 頁 5 行 目 2 0 文 字 目 不 足 し 3 2 文 字 目， 2 1 6 頁 1 行 目 3 3 文 字 目 不 足 し 3 8 文 字 目， 2 2 8 頁 1 行 目 1 5 文 字 目 不 足 し 2 行 目 2 文 字 目， 2 3 0 頁 2 行 目， 2 3 1 頁 1 行 目 3 2 文 字 目 不 足 し 3 9 文 字 目， 2 行 目 7 文 字 目 不 足 し 1 0 文 字 目， 1 9 文 字 目 不 足 し 3 2 文 字 目， 2 3 2 頁 1 行 目 1 5 文 字 目 不 足 し 2 行 目 2 文 字 目， 2 3 3 頁 2 行 目 1 文 字 目 不 足 し 2 2 文 字 目， 2 3 6 頁 2 行 目， 2 3 7 頁 1 行 目 1 0 文 字 目 不 足 し 1 7 文 字 目， 3 0 文 字 目 不 足 し 最 終 文 字， 2 3 9 頁 2 行 目 1 文 字 目 不 足 し 8 文 字 目， 1 7 文 字 目 不 足 し 2 6 文 字 目， 2 4 0 頁 1 行 目 3 2 文 字 目 不 足 し 2 行 目 6 文 字 目， 2 4 4 頁 1 行 目， 2 4 7 頁 1 行 目， 2 4 8 頁 2 行 目， 2 4 9 頁 2 行 目， 2 5 1 頁 2 行 目， 2 5 3 頁 1 行 目 1 文 字 目 不 足 し 8 文 字 目， 2 5 5 頁 2 行 目 1 文 字 目 不 足 し 6 文 字 目， 2 4 文 字 目 不 足 し 最 終 文 字， 2 5 7 頁 2 行 目 1 文 字 目 不 足 し 2 3 文 字 目， 2 5 8 頁 4 行 目， 2 5 9 頁 1 行 目 1 文 字 目 不 足 し 8 文 字 目， 2 6 0 頁 2 行 目， 2 6 1 頁 1 行 目 2 1 文 字 目 不 足 し 3 9 文 字 目， 2 6 2 頁 1 行 目 2 1 文 字 目 不 足 し 3 7 文 字 目， 2 6 5 頁 2 行 目 1 文 字 目 不 足 し 3 行 目 5 文 字 目， 2 6 6 頁 1 行 目 2 1 文 字 目 不 足 し 2 行 目 4 文 字 目， 2 6 7 頁 1 行 目 1 文 字 目 不 足 し 3 文 字 目， 1 1 文 字 目 不 足 し 1 7 文 字 目， 2 6 8 頁 1 行 目 1 文 字 目 不 足 し 1 6 文 字 目， 2 6 9 頁 1 行 目 1</p>
--	--	--

		<p>文字目ないし23文字目, 271頁2行目 1文字目ないし18文字目, 272頁1行 目1文字目ないし8文字目, 277頁1行 目, 287頁1行目1文字目ないし2行目 7文字目, 16文字目ないし最終文字, 2 88頁1行目15文字目ないし25文字 目, 37文字目ないし2行目3文字目, 2 94頁1行目, 2行目, 296頁2行目6 文字目ないし最終文字, 297頁2行目1 文字目ないし25文字目, 298頁2行 目, 300頁1行目38文字目ないし2行 目9文字目, 307頁1行目8文字目ない し26文字目, 5行目9文字目ないし31 文字目, 308頁1行目1文字目ないし1 9文字目, 310頁1行目1文字目ないし 7文字目, 15文字目ないし2行目, 31 2頁2行目1文字目ないし13文字目, 3 2文字目ないし3行目8文字目, 313頁 1行目22文字目ないし27文字目, 35 文字目ないし2行目3文字目, 314頁1 行目1文字目ないし7文字目, 2行目19 文字目ないし最終文字, 316頁1行目1 5文字目ないし最終文字, 317頁1行目 1文字目ないし7文字目, 17文字目ない し最終文字, 319頁1行目15文字目な いし17文字目, 37文字目ないし2行目 13文字目, 320頁2行目, 321頁1 行目15文字目ないし最終文字, 322頁 2行目1文字目ないし7文字目, 21文字 目ないし最終文字, 323頁2行目1文字 目ないし7文字目, 21文字目ないし最終 文字, 324頁2行目1文字目ないし7文 字目, 21文字目ないし最終文字, 329 頁1行目11文字目ないし18文字目, 3 30頁1行目1文字目ないし10文字目, 331頁1行目1文字目ないし19文字 目, 333頁1行目15文字目ないし33</p>
--	--	---

		<p>文字目， 3 3 5 頁 4 行目 3 0 文字目ないし 5 行目 7 文字目， 3 3 6 頁 1 行目 2 7 文字 目ないし最終文字， 4 行目 3 4 文字目ない し 3 6 文字目， 3 3 7 頁 1 行目 1 文字目な いし 7 文字目， 3 0 文字目ないし 2 行目， 3 3 8 頁 2 行目， 3 3 9 頁 1 行目 1 文字目 ないし 6 文字目， 2 2 文字目ないし 2 行 目， 3 4 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字 目， 2 4 文字目ないし 2 行目， 3 4 2 頁 1 行目 1 7 文字目ないし 2 6 文字目， 3 4 3 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 1 9 文字目， 3 4 4 頁 1 行目 1 0 文字目ないし 2 9 文字 目， 3 4 5 頁 2 行目， 3 4 6 頁 2 行目 1 文 字目ないし 3 2 文字目， 3 4 7 頁 1 行目 2 0 文字目ないし 3 7 文字目， 3 4 8 頁 1 行 目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 3 4 9 頁 1 行目 1 5 文字目ないし 2 3 文字目， 2 5 文 字目ないし 2 行目 4 文字目， 3 5 0 頁 1 行 目 1 1 文字目ないし最終文字， 3 5 3 頁 1 行目 1 5 文字目ないし 2 3 文字目， 3 5 4 頁 1 行目 1 5 文字目ないし 3 5 文字目， 3 5 5 頁 1 行目 1 5 文字目ないし 2 3 文字 目， 3 5 6 頁 1 行目 1 1 文字目ないし最終 文字， 3 5 7 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目， 3 0 文字目ないし 2 行目， 3 5 9 頁 2 行目， 3 6 3 頁 2 行目 1 文字目ない し 1 8 文字目， 3 6 6 頁 2 行目 1 文字目な いし 6 文字目， 2 4 文字目ないし最終文 字， 3 7 6 頁 1 行目 3 0 文字目ないし 2 行 目 1 5 文字目， 3 7 8 頁 4 行目 1 文字目な いし 3 2 文字目， 3 8 3 頁 5 行目 6 文字目 ないし 1 9 文字目， 3 9 0 頁 3 行目 2 2 文 字目ないし 3 6 文字目， 4 行目 4 文字目な いし最終文字， 4 1 3 頁 5 行目 1 5 文字目 ないし最終文字， 4 2 4 頁 2 行目 2 6 文字 目ないし 3 行目 8 文字目， 4 2 9 頁 2 行目 3 7 文字目ないし 3 行目 1 2 文字目， 4 3</p>
--	--	--

		<p>8 頁 2 行目 2 8 文字目ないし 3 行目 6 文字目, 4 4 8 頁 4 行目 1 2 文字目ないし 2 2 文字目, 4 6 6 頁 2 行目 3 文字目ないし 3 行目, 4 6 7 頁 4 行目 2 1 文字目ないし 5 行目 6 文字目, 4 6 8 頁 2 行目 1 5 文字目ないし 3 1 文字目, 3 行目 7 文字目ないし 1 5 文字目, 4 7 6 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 3 8 文字目, 4 7 9 頁 2 行目 2 6 文字目ないし 3 行目 1 文字目, 4 8 4 頁 3 行目 3 9 文字目ないし 4 行目, 4 8 7 頁 3 行目 2 2 文字目ないし 3 7 文字目, 4 行目 1 2 文字目ないし 3 8 文字目, 4 9 5 頁 2 行目 3 1 文字目ないし 3 4 文字目, 3 7 文字目ないし 3 行目 2 4 文字目, 4 行目 2 3 文字目ないし 5 行目 3 文字目, 5 1 0 頁 3 行目 6 文字目ないし 1 2 文字目, 2 1 文字目ないし 3 6 文字目, 5 1 4 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 3 3 文字目, 5 1 6 頁 3 行目 4 文字目ないし最終文字, 5 1 7 頁 2 行目 3 8 文字目ないし 3 行目 1 9 文字目, 5 2 6 頁 5 行目 3 文字目ないし 1 9 文字目, 5 2 9 頁 1 行目 3 3 文字目ないし 2 行目, 5 3 6 頁 3 行目 1 4 文字目ないし 2 6 文字目, 3 3 文字目ないし 4 行目, 5 4 3 頁 4 行目 5 文字目ないし 2 1 文字目, 5 行目 1 9 文字目ないし 2 4 文字目, 5 4 4 頁 2 行目 8 文字目ないし 2 7 文字目, 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 5 4 8 頁 2 行目 2 9 文字目ないし 3 行目 2 文字目, 8 文字目ないし 3 4 文字目, 5 5 4 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 0 文字目, 3 行目 7 文字目ないし最終文字, 5 5 9 頁 4 行目 2 1 文字目ないし 5 行目 2 4 文字目, 5 6 0 頁 4 行目 8 文字目ないし 2 5 文字目, 5 6 5 頁 2 行目 1 0 文字目ないし 2 7 文字目, 5 6 6 頁 2 行目 2 2 文字目ないし 3 行目 2 7 文字目, 5 7 0 頁 5 行目 2 1 文字目ないし最終文字, 5</p>
--	--	---

		<p>9 2 頁 4 行目 1 文字目ないし 2 5 文字目， 6 0 5 頁 2 行目 2 6 文字目ないし 3 行目 3 0 文字目， 6 0 7 頁 3 行目 6 文字目ないし 2 0 文字目， 6 1 5 頁 2 行目 2 1 文字目な いし 3 行目 3 6 文字目， 6 2 3 頁 2 行目 9 文字目ないし 1 6 文字目， 2 7 文字目ない し 3 行目 7 文字目， 6 2 8 頁 3 行目 1 1 文 字目ないし 1 5 文字目， 2 6 文字目ないし 4 行目 8 文字目， 3 7 文字目ないし 5 行目 1 4 文字目， 6 3 2 頁 4 行目 1 文字目ない し 1 6 文字目， 6 4 6 頁 4 行目 6 文字目な いし 1 2 文字目， 1 6 文字目ないし 2 0 文 字目， 2 4 文字目ないし 3 0 文字目， 5 行 目 2 文字目ないし 2 0 文字目， 2 6 文字目 ないし 3 0 文字目， 6 4 8 頁 2 行目， 6 4 9 頁 1 行目， 6 5 0 頁 1 行目 9 文字目ない し 2 0 文字目， 6 5 1 頁 2 行目， 6 5 2 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目， 6 5 3 頁 1 行目， 6 5 5 頁 2 行目， 6 5 7 頁 2 行 目 1 9 文字目ないし最終文字， 6 5 8 頁 1 行目 1 8 文字目ないし 2 行目， 6 7 3 頁 1 行目 8 文字目ないし 1 9 文字目， 6 7 4 頁 1 行目 2 4 文字目ないし 3 8 文字目， 6 7 5 頁 1 行目， 6 7 6 頁 2 行目 1 文字目ない し 6 文字目， 3 3 文字目ないし 3 行目 8 文 字目， 6 7 7 頁 1 行目 4 文字目ないし 2 1 文字目， 4 行目 1 8 文字目ないし 5 行目 6 文字目， 6 8 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 6 8 4 頁 2 行目 2 0 文字目ない し 3 行目 4 文字目， 4 行目 1 文字目， 2 文 字目， 1 3 文字目ないし 1 7 文字目， 2 8 文字目ないし最終文字， 6 8 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 3 2 文字目ないし 3 行目 3 文字目， 6 8 7 頁 4 行目 6 文字目 ないし 2 3 文字目， 3 8 文字目ないし 5 行 目， 6 8 9 頁 1 行目 8 文字目ないし 2 2 文 字目， 6 9 0 頁 4 行目 1 3 文字目ないし 2</p>
--	--	--

		<p>2文字目, 27文字目ないし5行目6文字目, 691頁1行目23文字目ないし2行目4文字目, 696頁1行目1文字目ないし15文字目, 700頁1行目16文字目ないし2行目22文字目, 701頁2行目1文字目ないし23文字目, 702頁1行目14文字目ないし2行目24文字目, 5行目6文字目ないし25文字目, 709頁2行目, 710頁3行目22文字目ないし4行目1文字目, 740頁1行目38文字目ないし2行目14文字目, 743頁2行目8文字目ないし29文字目, 747頁3行目, 4行目, 748頁1行目1文字目ないし22文字目, 749頁1行目1文字目ないし19文字目, 757頁2行目19文字目ないし30文字目, 759頁2行目1文字目ないし39文字目, 761頁1行目8文字目ないし32文字目, 762頁2行目1文字目ないし6文字目, 14文字目ないし30文字目, 763頁1行目1文字目ないし29文字目, 766頁2行目21文字目ないし3行目6文字目, 775頁2行目21文字目ないし3行目2文字目, 776頁1行目, 777頁5行目9文字目ないし16文字目, 781頁2行目1文字目ないし31文字目, 783頁2行目2文字目ないし19文字目, 788頁2行目2文字目ないし23文字目, 文書2の2頁1行目1文字目ないし6文字目, 11文字目ないし28文字目, 3頁3行目15文字目ないし26文字目, 4頁1行目1文字目ないし16文字目, 5頁1行目34文字目ないし2行目16文字目, 6頁1行目1文字目ないし31文字目, 7頁1行目1文字目ないし6文字目, 38文字目ないし2行目, 9頁2行目1文字目ないし7文字目, 24文字目ないし3行目, 11頁3行目1文字目</p>
--	--	---

		<p>ないし7文字目, 21文字目ないし4行目 6文字目, 12頁2行目1文字目ないし3 4文字目, 15頁2行目5文字目ないし2 9文字目, 17頁3行目, 18頁1行目1 文字目ないし21文字目, 19頁1行目, 22頁1行目1文字目ないし2行目10文 字目, 23頁1行目1文字目ないし19文 字目, 24頁3行目1文字目ないし5文字 目, 13文字目ないし4行目5文字目, 2 6頁1行目32文字目ないし2行目, 31 頁1行目1文字目ないし15文字目, 32 頁2行目1文字目ないし7文字目, 19文 字目ないし最終文字, 34頁1行目1文字 目ないし6文字目, 19文字目ないし2行 目, 35頁2行目1文字目ないし7文字 目, 23文字目ないし37文字目, 38頁 1行目24文字目ないし32文字目, 39 頁2行目25文字目ないし最終文字, 43 頁1行目1文字目ないし15文字目, 44 頁1行目24文字目ないし32文字目, 4 5頁1行目39文字目ないし2行目7文字 目, 10文字目ないし最終文字, 46頁2 行目1文字目ないし7文字目, 18文字目 ないし3行目1文字目, 47頁2行目, 3 行目, 49頁4行目24文字目ないし5行 目2文字目, 50頁2行目, 3行目, 51 頁2行目1文字目ないし6文字目, 3行目 6文字目ないし15文字目, 52頁2行目 1文字目ないし6文字目, 25文字目ない し34文字目, 59頁1行目1文字目ない し7文字目, 28文字目ないし2行目17 文字目, 62頁2行目1文字目ないし17 文字目, 28文字目ないし3行目, 68頁 2行目1文字目ないし6文字目, 39文字 目ないし3行目, 69頁2行目1文字目な いし11文字目, 27文字目ないし3行目 10文字目, 72頁3行目29文字目ない</p>
--	--	--

		<p>し4行目10文字目, 73頁2行目1文字目ないし35文字目, 76頁1行目20文字目ないし29文字目, 80頁1行目36文字目ないし2行目1文字目, 81頁1行目35文字目ないし2行目27文字目, 83頁1行目, 84頁2行目1文字目ないし21文字目, 5行目27文字目ないし34文字目, 86頁1行目1文字目ないし13文字目, 87頁1行目1文字目ないし6文字目, 28文字目ないし最終文字, 88頁1行目1文字目ないし12文字目, 30文字目ないし2行目, 89頁2行目4文字目ないし12文字目, 94頁1行目1文字目ないし7文字目, 22文字目ないし最終文字, 96頁3行目1文字目ないし17文字目, 34文字目ないし4行目13文字目, 97頁1行目34文字目ないし最終文字, 2行目29文字目ないし36文字目, 99頁2行目1文字目ないし29文字目, 33文字目ないし3行目, 101頁2行目1文字目ないし7文字目, 11文字目ないし3行目4文字目, 106頁2行目14文字目ないし最終文字, 110頁1行目22文字目ないし34文字目, 114頁2行目1文字目ないし23文字目, 116頁2行目, 3行目, 120頁1行目1文字目ないし6文字目, 11文字目ないし最終文字, 126頁1行目, 127頁2行目1文字目ないし24文字目, 3行目1文字目ないし4文字目, 128頁2行目11文字目ないし16文字目, 29文字目ないし3行目, 129頁1行目1文字目ないし24文字目, 131頁2行目1文字目ないし6文字目, 23文字目ないし最終文字, 132頁1行目1文字目ないし14文字目, 136頁1行目1文字目ないし6文字目, 17文字目ないし最終文字, 137頁1行目1文字目ないし</p>
--	--	--

		<p>いし6文字目, 15文字目ないし2行目4文字目, 138頁1行目1文字目ないし7文字目, 14文字目ないし26文字目, 141頁2行目1文字目ないし6文字目, 27文字目ないし3行目, 144頁2行目, 146頁2行目1文字目ないし6文字目, 3行目5文字目ないし31文字目, 147頁1行目1文字目ないし15文字目, 149頁2行目, 152頁1行目5文字目ないし22文字目, 155頁1行目1文字目ないし15文字目, 157頁2行目1文字目ないし16文字目, 158頁2行目1文字目ないし27文字目, 163頁2行目1文字目ないし16文字目, 164頁3行目1文字目ないし6文字目, 23文字目ないし4行目15文字目, 168頁2行目1文字目ないし16文字目, 170頁1行目1文字目ないし15文字目, 177頁2行目1文字目ないし16文字目, 179頁2行目, 181頁2行目1文字目ないし19文字目, 184頁2行目1文字目ないし19文字目, 186頁2行目, 189頁1行目1文字目ないし6文字目, 20文字目ないし36文字目, 190頁1文字目ないし6文字目, 20文字目ないし36文字目, 192頁2行目, 199頁1行目23文字目ないし30文字目, 36文字目ないし2行目22文字目, 201頁1行目1文字目ないし17文字目, 203頁2行目, 204頁1行目1文字目ないし7文字目, 14文字目ないし26文字目, 205頁1行目1文字目ないし7文字目, 28文字目ないし2行目7文字目, 206頁1行目1文字目ないし15文字目, 2行目10文字目ないし19文字目, 217頁2行目1文字目ないし34文字目, 218頁2行目1文字目ないし7文字目, 25文字目ないし3行</p>
--	--	--

		<p>目， 2 1 9 頁 1 行目 1 文字目ないし 3 8 文字目， 2 2 2 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 1 9 文字目ないし 3 5 文字目， 2 2 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目， 3 3 文字目ないし 3 行目， 2 2 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目， 2 2 6 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目， 2 2 9 頁 1 行目 1 文字目ないし 3 4 文字目， 2 3 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目， 2 3 4 頁 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 4 文字目ないし 3 6 文字目， 2 3 5 頁 1 行目， 2 3 7 頁 1 行目， 2 4 1 頁 1 行目 2 4 文字目ないし 2 行目 1 5 文字目， 2 4 2 頁 1 行目 2 4 文字目ないし 2 行目 1 5 文字目， 2 4 3 頁 1 行目 2 4 文字目ないし 2 行目 1 5 文字目， 2 4 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 3 1 文字目， 2 4 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 3 1 文字目， 2 4 6 頁 1 行目 3 1 文字目ないし 2 行目 1 5 文字目， 2 4 7 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 1 6 文字目ないし 3 行目 3 文字目， 2 5 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 2 6 文字目ないし 3 行目 3 文字目， 2 5 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目， 2 5 5 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 行目 2 文字目， 2 5 6 頁 4 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 1 文字目ないし最終文字， 2 5 7 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 1 6 文字目ないし 3 4 文字目， 2 6 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 2 1 文字目ないし最終文字， 2 6 2 頁 1 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目， 2 6 7 頁 4 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目， 2 7 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 3 行目 1 6 文字目ないし 2 9 文字目， 5 行目 8 文字目ないし最終文字， 2 8 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目， 2 9 0 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目， 2 9 4 頁 1 行目 1 文字目</p>
--	--	--

		<p>ないし6文字目, 21文字目ないし31文字目, 296頁1行目1文字目ないし7文字目, 17文字目ないし最終文字, 298頁2行目1文字目ないし7文字目, 22文字目ないし35文字目, 300頁2行目1文字目ないし6文字目, 3行目12文字目ないし20文字目, 301頁2行目1文字目ないし6文字目, 3行目3文字目ないし22文字目, 304頁2行目1文字目ないし6文字目, 24文字目ないし36文字目, 305頁2行目1文字目ないし6文字目, 12文字目ないし27文字目, 308頁1行目1文字目ないし6文字目, 29文字目ないし最終文字, 4行目19文字目ないし22文字目, 33文字目ないし最終文字, 310頁1行目, 2行目24文字目ないし3行目, 311頁1行目1文字目ないし15文字目, 313頁1行目26文字目ないし2行目10文字目, 315頁2行目1文字目ないし19文字目, 31文字目ないし38文字目, 316頁1行目11文字目ないし最終文字, 317頁1行目11文字目ないし20文字目, 318頁2行目1文字目ないし6文字目, 22文字目ないし32文字目, 320頁2行目1文字目ないし18文字目, 321頁3行目31文字目ないし4行目, 322頁1行目, 327頁1行目1文字目ないし37文字目, 328頁1行目27文字目ないし2行目, 333頁2行目1文字目ないし23文字目, 343頁4行目, 349頁1行目1文字目ないし15文字目, 351頁1行目1文字目ないし29文字目, 358頁1行目22文字目ないし2行目11文字目, 362頁2行目1文字目ないし32文字目, 365頁5行目1文字目ないし18文字目, 376頁2行目1文字目ないし32文字目, 380</p>
--	--	--

		<p> 頁 3 行目 3 8 文字目ないし 4 行目 6 文字目, 3 8 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目, 3 9 1 頁 3 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 1 4 文字目ないし最終文字, 3 9 5 頁 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 1 文字目ないし 3 2 文字目, 3 9 6 頁 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 1 文字目ないし 3 2 文字目, 3 9 7 頁 1 行目, 4 0 2 頁 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目 3 文字目ないし 3 5 文字目, 4 0 7 頁 4 行目 1 7 文字目ないし 5 行目 7 文字目, 4 1 4 頁 5 行目 9 文字目ないし最終文字, 4 1 6 頁 2 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目, 2 1 文字目ないし 2 5 文字目, 3 4 文字目ないし 3 行目, 4 2 5 頁 5 行目 7 文字目ないし 2 6 文字目, 4 2 6 頁 4 行目 2 文字目ないし 2 8 文字目, 4 3 8 頁 3 行目 1 9 文字目ないし 4 行目 1 0 文字目, 4 5 2 頁 4 行目, 4 5 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 5 7 頁 2 行目, 4 6 0 頁 1 行目, 4 6 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 6 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 6 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 2 文字目ないし 3 1 文字目, 4 6 7 頁 1 行目 2 0 文字目ないし 2 9 文字目, 4 6 9 頁 1 行目, 4 7 0 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目, 4 7 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 8 文字目ないし 3 9 文字目, 4 7 7 頁 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 4 7 8 頁 1 行目 3 0 文字目ないし 2 行目 2 文字目, 4 8 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 8 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 7 文字目ないし 3 行目 1 文字目, 4 8 5 頁 1 行目, 4 8 6 頁 2 行目ないし 3 行目 1 文字目, 4 8 7 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 9 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目, 4 9 3 頁 2 </p>
--	--	--

			<p>行目1文字目ないし14文字目, 500頁 2行目ないし3行目2文字目, 501頁3 行目1文字目ないし38文字目, 513頁 1行目1文字目ないし34文字目, 529 頁1行目, 531頁1行目1文字目ないし 10文字目, 534頁3行目1文字目ない し6文字目, 17文字目ないし最終文字, 537頁1行目1文字目ないし13文字 目, 538頁1行目1文字目ないし22文 字目, 539頁2行目, 540頁1行目1 文字目ないし23文字目, 544頁1行目 1文字目ないし12文字目, 548頁1行 目ないし2行目4文字目, 549頁2行 目, 553頁2行目, 3行目, 556頁2 行目1文字目ないし21文字目 (2) 文書1の386頁1行目</p>
「面接者 職氏名」 欄	文書1及び文書2 の各頁(空欄を除 く)	12	<p>(1) 文書1の733頁, 文書2の232 頁, 309頁 (2) 文書1の386頁, 777頁</p>
その他	文書1及び文書2 の各種欄内外に貼 付された名刺	13	—
	文書1及び文書2 の各種欄内外に手 書きで記載された メモ	14	<p>(1) 以下の頁の右下余白に記載された4 桁の数字 文書2の1頁, 15頁, 16 頁, 17頁, 18頁, 20頁, 21頁, 2 2頁, 23頁, 24頁, 25頁, 27頁, 28頁, 29頁, 30頁, 32頁, 33 頁, 35頁, 36頁, 38頁, 39頁, 4 0頁, 42頁, 43頁, 46頁, 47頁, 50頁, 51頁, 52頁, 56頁, 57 頁, 62頁, 63頁, 64頁, 65頁, 6 8頁, 70頁, 72頁, 73頁, 74頁, 79頁, 87頁, 88頁, 90頁, 256 頁, 260頁, 268頁, 269頁, 27 0頁, 271頁, 272頁, 273頁, 2 74頁, 300頁, 301頁, 302頁, 303頁, 307頁, 308頁, 309</p>

		<p>頁, 312頁, 320頁, 325頁, 327頁, 330頁, 334頁, 336頁, 337頁, 338頁, 339頁, 340頁, 385頁, 389頁, 390頁, 391頁, 402頁, 403頁, 404頁, 405頁, 406頁, 407頁, 408頁, 410頁, 411頁, 415頁, 416頁, 417頁, 418頁, 419頁, 420頁, 421頁, 422頁, 423頁, 424頁, 425頁, 426頁, 427頁, 428頁, 429頁, 430頁, 431頁, 432頁, 433頁, 434頁, 435頁, 437頁, 438頁, 439頁, 440頁, 441頁, 444頁, 445頁, 446頁, 452頁, 454頁, 455頁, 456頁, 458頁, 459頁, 460頁, 461頁, 462頁, 464頁, 465頁, 466頁, 467頁, 469頁, 471頁, 479頁, 480頁, 497頁, 500頁, 502頁, 529頁, 530頁, 532頁, 533頁, 534頁, 535頁, 536頁, 537頁, 538頁, 539頁, 542頁, 543頁, 544頁</p> <p>(2) 以下の頁の欄外余白に記載されたメモ 文書1の81頁, 139頁, 190頁, 347頁, 387頁, 388頁「備考2」欄右側, 409頁, 412頁, 413頁, 651頁, 675頁, 696頁「整理番号」欄上部, 文書2の1頁, 3頁, 10頁, 11頁, 13頁, 21頁, 22頁, 24頁, 27頁, 28頁, 30頁, 32頁, 33頁, 40頁, 42頁, 44頁, 49頁, 50頁, 51頁, 52頁, 53頁, 54頁, 55頁, 56頁, 57頁, 58頁, 59頁, 60頁, 61頁, 62頁, 63頁, 64頁, 66頁, 67頁, 68頁, 69頁, 70頁, 71頁, 72頁, 73頁,</p>
--	--	---

		<p>74頁, 75頁, 76頁, 77頁, 79頁, 80頁, 81頁, 83頁, 85頁, 87頁, 88頁, 89頁, 91頁2行目, 92頁, 93頁, 95頁, 96頁, 97頁, 98頁, 101頁, 102頁, 104頁, 105頁, 106頁, 107頁, 108頁, 110頁, 111頁, 113頁, 114頁, 115頁, 116頁, 117頁, 118頁, 119頁, 120頁, 122頁, 124頁, 125頁, 127頁, 129頁, 130頁, 131頁, 132頁, 133頁, 135頁, 137頁, 140頁, 141頁, 142頁, 143頁, 145頁, 146頁, 147頁, 148頁, 151頁, 152頁, 153頁, 154頁, 155頁, 156頁, 159頁, 160頁, 161頁, 164頁, 167頁, 169頁, 170頁, 171頁, 172頁, 174頁, 175頁, 176頁, 178頁, 179頁, 181頁, 182頁, 184頁, 185頁, 188頁, 192頁, 193頁, 196頁, 198頁, 200頁, 201頁1行目後ろから1文字目, 2文字目, 2行目, 203頁2行目後ろから1文字目, 2文字目, 205頁, 210頁, 213頁, 215頁, 218頁, 223頁, 225頁, 230頁, 232頁, 233頁, 237頁, 238頁, 241頁, 242頁, 243頁, 244頁, 245頁, 246頁, 247頁, 248頁, 249頁, 250頁, 252頁, 253頁, 258頁, 259頁, 261頁, 263頁, 268頁, 269頁, 270頁, 271頁, 272頁, 274頁完結区分欄上部手書き部分, 279頁, 280頁, 282頁, 283頁, 286頁, 287頁, 290頁, 291頁, 292頁, 293頁1行目1文字目, 2文</p>
--	--	---

		<p> 字目, 295頁, 298頁, 299頁, 301頁, 302頁, 303頁, 306頁 2行目1文字目, 2文字目, 308頁, 309頁, 310頁, 312頁, 313頁, 314頁, 315頁, 316頁, 317頁, 318頁, 321頁, 326頁, 328頁, 329頁, 331頁, 332頁, 333頁 1行目4文字目, 5文字目, 334頁, 338頁, 340頁, 341頁, 342頁, 344頁, 345頁, 346頁, 347頁, 348頁, 350頁, 351頁, 352頁, 353頁, 354頁, 356頁, 357頁, 359頁, 360頁, 361頁, 362頁, 363頁, 364頁, 365頁, 372頁後ろから1文字目, 2文字目, 373頁後ろから1文字目, 2文字目, 375頁2行目, 383頁1行目後ろから1文字目, 2文字目, 2行目, 386頁3文字目ないし最終文字, 391頁, 392頁, 393頁, 394頁, 395頁, 396頁, 398頁, 403頁事業場キ一欄上部, 404頁, 406頁事業場キ一欄上部, 407頁事業場キ一欄上部2行目, 408頁, 409頁, 410頁, 411頁, 412頁, 413頁, 414頁, 418頁, 423頁, 424頁, 425頁, 426頁, 432頁, 439頁, 440頁, 441頁, 452頁, 453頁, 457頁, 458頁, 460頁, 466頁, 467頁, 468頁, 472頁, 473頁, 475頁, 478頁, 479頁, 480頁, 482頁, 483頁, 484頁, 485頁, 486頁, 488頁, 490頁, 491頁, 492頁, 494頁, 496頁, 498頁, 499頁, 500頁, 503頁, 504頁, 505頁, 506頁, 507頁, 509頁, 510頁, 511頁, 51 </p>
--	--	--

		<p>2頁, 513頁, 515頁, 517頁1行目後ろから1文字目, 2文字目, 2行目, 518頁1行目, 520頁2行目, 521頁, 522頁, 523頁1行目後ろから1文字目, 2文字目, 2行目, 525頁1行目, 526頁, 528頁1文字目ないし4文字目, 529頁, 532頁, 534頁, 535頁, 538頁, 539頁, 540頁, 544頁, 546頁, 547頁, 549頁, 550頁, 552頁, 553頁, 554頁, 557頁後ろから1文字目ないし4文字目</p> <p>(3) 文書1の35頁「備考1」欄, 59頁「確認までの間」欄, 161頁「備考2」欄, 208頁「備考1」欄, 「備考2」欄, 367頁「是正期日」欄, 377頁「確認までの間」欄, 389頁「違反法条項・指導事項等」欄, 390頁「確認までの間」欄, 「備考1」欄, 671頁「備考2」欄日付部分, 704頁「備考2」欄, 726頁「違反法条項・指導事項等」欄4文字目ないし最終文字, 735頁「違反法条項・指導事項等」欄1文字目ないし3文字目, 文書2の47頁「違反法条項・指導事項等」欄, 87頁「違反法条項・指導事項等」欄, 100頁「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日」欄, 138頁「参考事項・意見」欄1行目後ろから1文字目ないし6文字目, 288頁「家内労働委託業務」欄, 299頁「業種」欄, 「家内労働委託業務」欄, 304頁「確認までの間」欄, 「備考1」欄, 「備考2」欄, 368頁「備考1」欄, 386頁「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日」欄, 463頁「備考2」欄, 470頁「備考2」欄, 519頁「違反法条項・指導事項等」欄</p>
--	--	--

(注) 上表は, 当審査会事務局において作成した。